

事務連絡
令和2年5月29日

障害児福祉サービス事業所管理者様

かすみがうら市福祉事務所長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る
障害福祉サービス事業所の対応期間延長について

日頃より、本市福祉施策に対し、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和2年5月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る障害福祉サービス事業所の対応期間について」の通知により、在宅での支援実施に係る報酬算定について、適用期間の終了日をお知らせいたしました。

この度、令和2年5月28日付け厚生労働省通知を受け、適用期間終了日を下記の通り延長することといたしましたので、お知らせします。

ご対応よろしく願いいたします。

1 適用期間の変更

障害児を対象とするサービス事業所

○変更前 令和2年6月21日（日）まで

↓

○変更後 令和2年6月30日（火）まで

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、適用期間が変更となる可能性がありますので、かすみがうら市社会福祉課ホームページでご確認ください。

2 事務取扱いについて

- ・令和2年5月28日付け事務連絡と同様の内容になります。
なお、上記通知につきましては、かすみがうら市社会福祉課ホームページを参照ください。

<問い合わせ先>
かすみがうら市 社会福祉課 障害福祉担当
TEL : 0299-59-2111 (内線 : 1163・1165)